

# 平成16年度税制改正特集

今回は前月号で説明できなかった平成16年度税制改正の主な改正点について説明します。

## 1 欠損金の繰越期間が延長されました。

改正前 5年 → 改正後 7年間

(注) 平成13年4月1日以後に開始した事業年度に生じた欠損金から適用されます。  
 また、この改正に伴って全ての帳簿書類の保存期間が7年間に統一されました。

## 2 年金課税の控除額が変更されました。

年齢	改正前		改正後	
	定額控除後の収入額	公的年金等控除額	定額控除後の収入額	公的年金等控除額
65歳未満	130万円以下	70万円	変更なし	変更なし
	130万円超～ 410万円以下	収入金額×25% +37万5千円		
	410万円超～ 770万円以下	収入金額×15% +78万5千円		
	770万円超	収入金額×5% +155万5千円		
65歳以上	260万円以下	140万円	330万円以下	120万円
	260万円超～ 460万円以下	収入金額×25% +75万円	330万円超～ 410万円以下	収入金額×25% +37万5千円
	460万円超～ 820万円以下	収入金額×15% +121万円	410万円超～ 770万円以下	収入金額×15% +78万5千円
	820万円超	収入金額×5% +203万円	770万円超	収入金額×5% +155万5千円

(注) 平成17年度分から変更されます。

## 3 高齢者控除が廃止されました。

\* 年齢65歳以上で、合計所得金額が1,000万円以下の方に適用される高齢者控除(50万円)が平成17年度分から廃止されました。

## 4 非上場株式の譲渡益の税率が引き下げられました。

改正前 26%(所得税20%、住民税6%) → 改正後 20%(所得税15%、住民税5%)

(注) 平成16年1月1日以後の譲渡について適用されます。

## 5 中小企業投資促進税制の適用期限が延長されました。

\* 平成16年度の税制改正で平成18年3月31日までは、税額控除又は特別償却(リースの場合は税額控除のみ)が適用されることになりました。

\* 対象となる事業者

青色申告書を提出する法人で、資本金額が1億円以下であることが条件です。

<税額控除> 以下の金額を法人税額から控除してもらえます。(取得した年度のみ)

- ① リースの場合 リース料総額×60%×7%
- ② 取得の場合 取得価額×7%(資本金が3,000万円以下の法人のみ)

(注) ただし、法人税額の20%が限度額となります。

<特別償却> 以下の金額を経費として計上することができます。(取得した年度のみ)  
 取得価額×30%

\* 主な対象資産は以下の表を参照してください。

対象設備(新品のみ)	金額要件
機械・装置	<リースの場合> 1台・1基当たりのリース料総額が210万円以上 <取得の場合> 1台・1基当たりの取得価額が160万円以上
特定の器具・備品 (下記の9品目)	<リースの場合> 1台・1基当たりのリース料総額又は 同種の設備のリース料総額の合計額が160万円以上(改正前140万円以上) <取得の場合> 1台・1基当たりの取得価額又は 同種の設備の取得価額の合計額が120万円以上(改正前100万円以上)

<対象となる器具・備品>

- ①電子計算機 ②デジタル複写機 ③ファクシミリ ④デジタル交換設備
- ⑤デジタルボタン電話設備 ⑥電子ファイリング設備 ⑦マイクロファイル設備
- ⑧ICカード利用設備 ⑨冷房用又は暖房用機器